

# 令和6年度事業計画

自： 令和 6年 4月 1日  
至： 令和 7年 3月31日

## 1 巡回教室・コンサルタント・ブロック研修会

水産資源の保護培養、管理、衛生及び漁場環境の保全に関する知識の普及に資するため、巡回教室の開催、コンサルタントの派遣、複数の都道府県による地域ブロック研修会への講師派遣を行うと共に、季報・ホームページにより実施内容を公開し、情報を提供する。

## 2 漁村研究実践活動助成事業

漁村における水産資源の保護培養、管理に関する研究実践活動を支援する。  
都道府県からの推薦に基づき、漁村研究実践活動を行う研究グループに対し助成を行うと共に研究成果を公開する。

## 3 啓発事業

- 1) 水産資源の保護培養、管理、衛生及び漁場環境の保全に関する知識の普及に資するため、季報・パンフレット等の刊行・配布、ホームページによる情報公開等を行う。
- 2) 水産加工・流通が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった喫緊の課題に対応して水産物を持続的かつ安定的に供給していくため、サプライチェーン上の関係者が一体となった課題解決のための取組、持続可能な水産物消費拡大に向けた取組支援を行う。
- 3) 水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、子供等に対する魚食普及活動や消費者等に向けた情報発信を行う。
- 4) 東日本大震災により被災した水産加工業者等に対しての復興アドバイザーによる指導、セミナー等への講師派遣を実施する。
- 5) 全国の内水面漁協等のモデルとなるような、漁場管理や内水面漁業・養殖業活性化に係る取組の支援を行う。
- 6) 多核種除去設備等処理水（ALPS 処理水）の海洋放出に伴う風評被害等で影響がある水産関係者等への支援事業に際し、本事業が円滑に実施されることを目的とした調査を実施する。

## 4 水産エコラベル認証事業

水産エコラベル制度は、水産資源の持続的利用や生態系保全活動に取り組んでいる漁業によって生産された魚介類に認証マークを貼付し、それを一般消費者が購入することにより、水産資源の持続的利用の資源管理活動に資する制度である。当協会は認証機関として水産エコラベル認証事業（持続的漁業に関する認証：マリン・エコラベル・ジャパン、養殖に関する認証：養殖エコラベル）に参画する。

## 5 水産増養殖衛生推進事業

- 1) 健全で安全な養殖魚の生産と、食の安全・安心に資するため、都道府県、大学等の研究機関と協力し、養殖衛生に関する最新情報の収集と情報提供等を行う。
- 2) 水産物の衛生に寄与するため魚病情報収集・調査・解析等を行う。
- 3) コイ科魚類、ヒラメ、その他輸出前の水産物の検査等、要請に応じ魚介類の検査・解析を行う。

## 6 魚類防疫士技術認定事業

安全な養殖水産物の供給及び養殖環境の保全、水産増養殖業の健全な発展に寄与するため、魚介類防疫、養殖衛生管理並びに漁場環境保全に関する専門的知識、技術を有する地方公共団体等の職員に対し認定試験を実施することにより、水産防疫の業務に携わる担当者の資質の向上を促す。合格した者は「魚類防疫士」として認定する。